

須崎市住宅用太陽光発電システム設置補助金申請書類等の記入における注意点

【記入前に】

- ①「須崎市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- ②この補助事業においては「電力会社との系統連系」が条件の一つになっており、複雑な手続きが多々あります。依頼する業者によっては申請手続き等を代行している場合がありますので、事前にご確認ください。
- ③用紙はあらかじめ複数枚用意していただき、誤記入の場合は新しい用紙に書き直してください。記入はボールペンでお願いします。鉛筆、色鉛筆、消しゴムで消せるボールペン、筆ペン、油性・水性マジック等では記入しないでください。また、須崎市のHPより、Word形式のデータがダウンロードできますので、ご利用ください。
- ④交付請求書を提出する際の印鑑は認印で構いませんが、拇印は不可となりますのでご注意ください。

【交付申請書】

(1) 日付、申請者について

- ・日付は記入した年月日ではなく、提出した年月日を記入してください。
- ・申請者欄には申請者自身の市税完納証明書に記載されている住所、氏名、連絡先を正確に記入してください。住所については番地、賃貸物件名、部屋番号までお願いします。連絡先については申請者個人の電話番号、または申請者の居住する住宅の固定電話番号を記入してください。

(2) 設置予定場所などの記入欄について

- ・「設置予定場所」は、太陽光発電システムを設置する建物の住所を正確に記入してください。
- ・「工事着手(建売住宅引き渡し)予定日」は、業者の方に工事の開始予定日または建売住宅の引き渡し予定日を確認して、記入してください。
- ・「システム設置完了予定日」は、要綱のとおり、下記の3点の要件が完了する予定日を記入してください。
 - ①須崎市の住民基本台帳に登録され又は外国人登録原票に登録されたこと。
 - ②電力会社との系統連系及び受給開始がされたこと。
 - ③システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る支払が終了したこと。
- ・「最大出力値」は、設置するモジュールすべての合計値を記入してください。最大出力値合計が10kW以上の場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。
(例)モジュール1枚の最大出力値250W×38枚=9500W=9.5kW
- ・「補助金交付申請額」は、下記の計算式で算出した金額を記入してください。(千円未満は切り捨て)
 - ☆須崎市内に業者の本店がある場合:最大出力値×40,000円=補助金交付額(上限額160,000円)
 - ☆須崎市内に業者の本店がない場合:最大出力値×30,000円=補助金交付額(上限額120,000円)

(3) 設置区分記入欄について

- ・「設置区分」は該当する口にし点でチェック、または塗りつぶしてください。
- ・1)一般用は申請者が居住している既存住宅、または完成後に居住する新築住宅にシステムを設置する場合です。また、既存住宅に新しく設置する場合と増設する場合で、○を付ける箇所が違います。
- ・2)建売用はシステム付きの住宅を購入する場合です。

(4) 申請手続き代行者欄について

- ・業者による手続き代行の場合には、会社名、会社所在地、担当者氏名、担当者連絡先を記入してください。
- ・申請者本人が手続きを行う場合は、記入の必要はありません。

(5) 添付書類について

- ・添付書類一式は、不備が無いように確認したうえで申請書と一緒に提出してください。
- ・「システム設置に関する費用の内訳が記載された書類及び契約書の写し」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①契約書の名義が申請者と同じであること。
 - ②「モジュール費」、「付属機器費」、「設置費」の内訳がそれぞれ個別に記載されていること。
- ・「太陽電池モジュールの概要が確認できる書類及び配置図」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①寸法、枚数、品番、型式、メーカー名、JIS 番号や国際規格番号、保証期間等が記載されていること。
 - ②モジュールをどのように並べて設置するかが図示していること。
- ・「システム設置予定の住宅の位置図及び工事着手前の現況写真」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①設置予定の住宅の周辺地域が図示されていること。地図を印刷したものでも可。
 - ②写真そのものではなく、写真を用紙にカラー印刷したものであること。
- ・「市税完納証明書」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①申請者本人のものであり、コピーしたものではないこと。
 - ②申請時に市外在住の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・「その他」については、上記以外で職員から提出を求められた書類を添付してください。

【変更等承認申請書】

(1) 日付、申請者について

- ・【交付申請書】の(1)をご参照ください。

(2) 交付決定番号などの記入欄について

- ・「須崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、設置計画の変更・中止を届け出ます。」の「変更・中止」のどちらか、表中2箇所の「変更・中止」のどちらか該当する方に○を付けて下さい。
- ・「交付決定番号」は、交付決定通知書に記載された番号を記入してください。
- ・変更の場合は、表中の変更等の内容、補助金交付決定額、変更の理由を記入してください。
- ・中止の場合は、中止の理由を記入してください。

【設置完了報告書】

(1) 日付、申請者について

- ・【交付申請書】の(1)をご参照ください。

(2) 交付決定番号などの記入欄について

- ・「交付決定番号」は、交付決定通知書に記載された番号を記入してください。
- ・「システム設置場所」は、太陽光発電システムを設置する建物の住所を正確に記入してください。
- ・「工事着手(建売住宅引き渡し)日」は、工事の開始日または建売住宅の引き渡し日を業者の方に確認して、記入してください。
- ・「システム設置完了日」は、要綱のとおり、下記の3点の要件が完了した日付です。
 - ①須崎市の住民基本台帳に登録され又は外国人登録原票に登録されたこと。
 - ②電力会社との系統連系及び受給開始がされたこと。
 - ③システムの設置工事又は建売住宅の取得に係る支払が終了したこと。
- ・「最大出力値」は、設置するモジュールすべての合計値です。
(例)モジュール1枚の最大出力250W×38枚=9500W=9.5kW
- ・「補助金交付申請額」は、下記の計算式で算出した金額を記入してください。
☆須崎市内に業者の本店がある場合:最大出力値×40,000円=補助金交付額(上限額160,000円)

☆須崎市内に業者の本店がない場合：最大出力値×30,000円=補助金交付額(上限額120,000円)

- ・添付書類は、不備が無いように確認したうえで完了報告書と一緒に提出してください。
- ・「システム設置費に係る領収書の写し」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①原本ではなく、コピーを提出すること。
 - ②受領日、但し書き、金額、業者名の記入がされていること。宛名は申請者名をフルネームで記入していること。
- ・「電力会社との電力受給関係契約書の写し」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①電力会社からの「電力受給契約のご案内」と「受給開始のお知らせ」をコピーして添付してください。
- ・「竣工検査記録の写し及びシステムの設置状況を示す写真」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①検査記録はコピーを添付してください。書式等は業者によって変わります。
 - ②モジュール、付属機器が設置された状態の写真を用紙にカラー印刷して添付してください。
- ・「補助事業者の住民票の写し(3ヶ月以内に発行された特別事項省略のもの)」に関する注意点は以下の通りです。
 - ①申請者の住民票をそのまま添付してください。コピーしたものは不可です。

【交付請求書の記入・提出について】

(1)日付、申請者について

- ・【交付申請書】の(1)をご参照ください。
- ・印鑑を押印してください。拇印は不可です。

(2)請求額、指定口座記入欄などについて

- ・「補助金(須環指令第〇〇号)を下記のとおり請求いたします。なお、補助金は次の指定口座に振り込んで下さい。」の空白部分に、交付決定通知書に記載された番号を記入してください。
- ・「請求額」には、交付決定通知書に記載された金額を記入してください。
- ・「指定口座」欄には、須崎市から補助金を振り込みますので口座名義人が申請者である口座の詳細を記入してください。